

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【公開番号】特開2020-83822(P2020-83822A)

【公開日】令和2年6月4日(2020.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2020-022

【出願番号】特願2018-221098(P2018-221098)

【国際特許分類】

A 6 1 K 36/535 (2006.01)

A 6 1 P 37/08 (2006.01)

A 6 1 P 29/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/216 (2006.01)

A 2 3 L 19/00 (2016.01)

A 2 3 L 33/105 (2016.01)

【F I】

A 6 1 K 36/535

A 6 1 P 37/08

A 6 1 P 29/00

A 6 1 K 31/216

A 2 3 L 19/00 A

A 2 3 L 33/105

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記の工程(1)を含む、赤シソ葉抽出物の製造方法。

(1) 酸が添加された赤シソ葉を、pH 4.5 ~ 7.0 の条件下に水で抽出する工程

【請求項2】

下記の工程(1)~(3)を含む、精製赤シソ葉抽出物の製造方法。

(1) 酸が添加された赤シソ葉を、pH 4.5 ~ 7.0 の条件下に水で抽出する工程

(2) 工程(1)で得られた抽出液を濃縮する工程

(3) 工程(2)で得られた濃縮抽出液にエタノール又はエタノール水溶液を添加し、次いで沈殿物を除去する工程

【請求項3】

工程(1)における抽出温度が50以上である請求項1又は2記載の製造方法。

【請求項4】

工程(1)における水の浴比が4~35(L/kg)である請求項1~3のいずれか1項記載の製造方法。

【請求項5】

工程(3)において、濃縮抽出液にエタノールの濃度が40~95容量%となるようにエタノール又はエタノール水溶液を添加する請求項2~4のいずれか1項記載の製造方法。

【請求項6】

工程（3）において、濃縮抽出液のpHが4.5～7.0である請求項2～5のいずれか1項記載の製造方法。

【請求項7】

工程（2）において、更に、必要に応じて、濃縮前に工程（1）で得られた抽出液のpHを4.9～7.0に調整するか、又は濃縮後に濃縮抽出液のpHを4.9～7.0に調整する、請求項2～6のいずれか1項記載の製造方法。